

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）の運営規程

第1条 社会福祉法人飛騨古川が開設する特別養護老人ホーム飛騨古川さくらの郷が実施する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 指定短期入所生活介護の従業者は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う。

2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って短期入所生活介護の提供に努める。

3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 特別養護老人ホーム 飛騨古川さくらの郷

(2) 所在地 岐阜県飛騨市古川町杉崎 598-1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1人（非常勤）

医師は、入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置をとる。

(3) 生活相談員 2人（常勤）

生活相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 介護要員 43人

①看護職員 5.0人（常勤 5人 非常勤 0人）

②介護職員 37.4人（常勤 35人 非常勤 3人）

介護要員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

(5) 機能訓練指導員 1人（常勤）

入所者の心身の状況及び希望に応じた機能訓練の援助を行う。

(6) 管理栄養士 1人（常勤）

医師、看護師との協議をもとに、入所者の心身の状況に応じた食事の提供を行う。

（入所定員）

第6条 指定短期入所生活介護の入所定員は、4人とする。

（指定介護福祉施設サービスの内容）

第7条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

併設事業型短期入所生活介護（Ⅰ）

（看護・介護職員 2.0：1、看護職員3人以上）

2 身体の状態、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、若しくは家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのは支障がある者を対象に短期入所生活介護を提供する。

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定短期入所生活介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用料の1割、2割又は3割の額とする。また、加算については次の通りとする。

①送迎加算 184円／回

②療養食加算 8円／回

③機能訓練体制加算 12円／日

④サービス提供体制強化加算 18円／日

- ⑤夜勤職員配置加算 13 円／日
- ⑦看護体制加算（Ⅰ） 4 円／日
- ⑧看護体制加算（Ⅱ） 8 円／日
- ⑨医療連携強化加算 58 円／日
- ⑩介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 8.3%

2 滞在費・食事代については、全額自己負担とする。

- ① 滞在費 個室 1,185 円／日

多床室（入所者の空きベットを使用する際に限る）850 円／日

- ② 食事代 1,422 円／日（朝 289 円 昼 515 円 おやつ 103 円 夜 515 円）

（但し、減額の認定を受けてる方についてはこの限りではない。）

3 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度入所者又はその家族に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

- ①複写物の交付 1 枚につき 10 円

（送迎の実施範囲）

第 9 条 飛騨市古川町、宮川町、河合町（神岡町を除く）、高山市国府町の区域。

（施設利用に当たっての留意事項）

第 10 条 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。
- 3 感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講じる。
- 4 入所にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して処遇上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

（緊急時における対応方法等）

第 11 条 指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は速やかに家族と居宅の介護支援専門員に連絡を行い指示を受ける。

- 2 施設内その他送迎中等に、事故、天災等による緊急事態が発生した時は、介護者等冷静に事態を把握し、管理者の指示を受けるとともに、消防署等最適の機関の援助を得るものとする。
- 3 損害に対する賠償については、誠意をもって対応する。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に
対処する計画に基づき、また、消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常
災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。
- (2) 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立
ち会う。
- (4) 非常火災用設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、
自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消火訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）…年1回以上
 - ②利用者を含めた総合訓練…年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底…随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後 1か月以内
 - ②継続研修 年1回以上
- 2 従業員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させる
ため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業
者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人飛騨古川と
事業所の管理者の協議により定めるものとする。

(利用者からの苦情処理)

第14条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの
苦情に迅速かつ適性に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書そ
の他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に

応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(身体拘束等)

第15条 当施設は、利用者へのサービス提供にあたり行動制限を行うことなくサービスに努めることを原則とする。ただし、緊急やむを得ない事情が発生した場合は下記の手順にて行動制限を行うが、一時的なものとする。

- (1) 緊急やむを得ない事情が発生した場合に会議で身体拘束その他行動制限について必要かどうかを判断する。
- (2) 家族に身体拘束について説明し同意を得る。
- (3) 経過記録の作成。
- (4) 毎月の検討会議。(身体拘束廃止委員会・フロア会議)
- (5) 身体拘束の終了。(家族の同意を得て終了する)

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 25 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 8 月 25 日に施行し、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。